

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 遠賀町 (都道府県: 福岡県)
 本事業の担当部局名 健康こども課 子育て支援係

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	遠賀町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 都市部に比べて出会いの機会が少ない町村部において、新型コロナの感染拡大影響で出会いの機会が大幅に減少した等の要因により婚姻率は減少している。そんな中、徐々に日常を取り戻しているのか、本事業においては令和4年度の新規の申請が8件とここ数年で最大となった。今後もこの流れを継続していくため、本事業に取り組んでいくとともに、出産・子育て応援事業などを通して、妊娠期から出産後においても安心して子育てができるように環境を整えていく必要がある。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 新型コロナの感染拡大を経て、出生数の顕著な減少がみられる。少子化対策としては、出産・子育て応援事業等による妊娠、出産の支援等だけでなく、本事業によりその前の段階で結婚に踏み切れない若い世代を後押しして、家庭を持ち、子どもを産み育てたいという思いを醸成していくことも欠かせない取組であると考え。 <本個別事業の位置付け> 第2期遠賀町総合戦略において、上記の基本目標の下に以下の取組みを挙げている。 ①出会いから結婚支援施策、②妊娠から子育てまでの支援施策、③企業における男女共同参画の推進 本事業は、上記の①に位置づけられ、本事業を実施することにより、経済的不安を払拭し、結婚に対する前向きな機運を醸成し、婚姻数の増加や少子化対策へとつなげていくことが可能となる。		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>				
【その他独自要件】 町税の滞納がない				
2. 申請見込				
①新規世帯見込		6	世帯	
上記のうち		とも29歳以下	3 世帯	
		その他	3 世帯	
【世帯数積算根拠】 令和3年度が3件、令和4年度が9件(うち継続世帯1)という状況で、本年度の見込が6件である。年度によるばらつきもあるため平均値の6件とした。				
		(参考)	【令和5年度申請状況】	
		実施中	申請世帯数見込	
		6	世帯	
		~12月(実績)	4 世帯	
		1月~3月(見込)	2 世帯	
【金額積算根拠】				
<上限額>		<積算>		
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000 円	左記上限額のとおり	
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000 円		
	(継続補助)	0 円		
3. 広報の実施予定 広報おんがへの掲載、戸籍担当窓口で婚姻届受理時にチラシを配布、町内不動産業者でのチラシ配架				

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		出生数(第2期遠賀町総合戦略)		人	140(令和6年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.50(令和2年度)	
	婚姻件数		件	109(令和4年度)	
	婚姻率			8.09(令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	66.67(令和4年度)
	(アウトカム)				
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	62.5(令和4年度)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	70	100.00(令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策全体協議(仮称)において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。 				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。 				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。